

## 説話の流通と形成

—道場法師の孫娘の説話をめぐつて—

古 橋 信 孝

1

### 説話の流通と形成

都市の成立が文学にとってどのような意味をもつかがようやく文學独自の問題として問われるようになった。中西進『万葉集と都市』<sup>(注1)</sup>、森朝男『都市の成立と歌』<sup>(注2)</sup>。それにわたし自身の『都市の成立』<sup>(注3)</sup>も加えようか。中西の論は、貨幣の「個別を捨象する普遍化」という「記号としての役割」に注目し、貨幣をことばと対応させ、「当時の人々の認識の問題」として重大視しようとする。そして貨幣の流通を史書によって跡づけ、その和銅年間が『万葉集』にとっても画期であったことを述べ、「ぼう大な都市生活者が通貨に象徴される如き性格をもつた表現者だということは、大きな文学史上の問題である」として、具体的に和歌を分析してみせる。その和歌の分析もみごとだし、都市を貨幣という抽象物においてみたという点で重要であった。しかし中西は貨幣とことばをその機能のうえで並べてみただけで、結局は文学の表現の問題としておさえられたわけではなかった。後半の和歌の分析はさすがだと思わせるが、それは貨幣をもってこなくても、都市さえ提出すればよかつたことであった。

ここにはあいかわらず、国文学者の歴史学に対する寄りかかりがみ

える。たとえば中西のあげた資料はすべて上から強制的に流通させようとした例で、現実に貨幣がどう流通していたかにむしろ疑問をいだかせるものである。中西もひいていいる鬼頭清明の都市論は手工業などの発達による自立的な商業の発展があつたわけではないことを繰り返し述べている。律令体制の基幹はあくまでも實物貢納体制であつて、貨幣はその補完にすぎないことをいつぱうで強調している。貨幣の問題をいうなら、そのようなことまでふまえて、流通の問題としてかんがえるべきである。貨幣とことばの類似の問題はすでに論じられているが、ことば自体はすでに社会の成立とともに始まつており、したがつて貨幣の発行とすぐ機能だけで同列に扱うこととはできないはずだ。貨幣をいうなら流通の問題を同時におさえていくべきだ。そして都市をいうなら、日本の政治都市としての特殊性をこそ問題にしてみるべきだ。その特殊性が短歌という特殊な歌型の成立とかかわることを論じてこそ、「文学史上の問題」となるよう思うのである。

ここで論じようとする問題は中西の論に直接関係しているわけではない。すくなくとも『日本靈異記』という説話の世界のことであつて、和歌とはかわらない。『靈異記』は自度僧の文学だとか、

地方豪族層と結びついたものであるとか、また神話的なものの変質であるとか、さまざまに論じられている。それらはそれでひとつ『靈異記』論たりうるのだが、ここでは流通という問題を提出してみたかったのだ。話の流通である。都市文学としての和歌と対照的に存在する説話の世界を、流通による話の形成として論じることで、和歌を逆照射することにもなるだろうからである。

## 2

中巻の「力女、強力を示す縁 第二十七」である。

[A] 尾張宿弥久玖利は、尾張の国中島の郡の大領なり。聖武天皇國食しし時の人なり。久玖利が妻は、同じ国愛知の郡片絶の里にありし女人なり。是は昔元興寺にありし道場法師の孫なり。夫に隨ひ柔かに儒かにして、練りたる糸綿の如し。麻の細き疊てづくを織りて、夫の大領に著す。疊の姝しきこと比なし。時にその国を行ふ主は、稚桜部の任なり。国の上、大領に著せたる衣の姝しきを祝て、取りて言はく「汝に著すべき衣にあらず」といひて、返さず。妻問ふ「衣を何にしつる」といふ。答ふらく「國の上取れり」といふ。復問ふ「その衣を心に惜しとや思ふ」といふ。答へて言はく「甚だ惜し」といふ。妻即ち往きて、「國の上の前に居て、乞ひて言はく「衣賜へ」といふ。その國の上言はく「何たる女ぞ、引き捨てよ」といふ。引かしむるに動かず。女、二つの指を以て、國の上の居る床の端を取り、居ゑ惣ら國府の門の外に持ち出で、國の上の衣の襷たすきを、つたつと然に捕り粉き、乞ひて言はく「衣賜へ」といふ。國の上惶り煩ひ、その衣を返し与ふ。取り持ちて家に帰り、洒すすぎて淨め、その衣を牒たなみ收む。吳竹を捕り

粉くこと練糸の如し。大領の父母、見て大きに惶り、その子に告げて言はく「汝この妻に依りて、國の司に怨まれ、事に行はれむ」といひて、大きに惶り告ぐ。「國の司をすらにもかくするを、事の咎、動おきもあらば、我等何にせむ。寝み食ることあたはず」といふ。故、本の家に送りて亦瞻みず。

この前半部は流通とはあまり関係なく、この論では後半が問題なのだが、記紀風土記とは異なる、また貴族の世界とも異なる話なので、メモ風に気づいた点を記しておく。

まず通婚圏のこと。中島郡と愛知郡は間に春日郡、海部郡があり、境を接つしているわけではなく、したがつて尾張宿弥久玖利と女との結婚はそうとう広い通婚圏をもつたことを示しており、それを可能にしているのはやはり流通があつたとかんがえざるをえない。かつて東海道は中島郡を通り、愛知郡片絶の里（現在の名古屋市中区古渡町）を通っていたから、その交通路にかかると思われる。後に流通の問題でふれる。ついでに婚姻についてふれておけば、夫方同居婚であり、夫の両親も同居しているらしい。また夫の両親の提案で夫方から一方的に離婚されている点も注意されよう。ということは、父権を中心とした家族が成立していることを意味し、当時の婚姻、家族は訪婚とか招婚婚とか母権、母系とかかんたんにいかないことを示している。

次に国司と大領のこと。衣をめぐっての国司と大領、その妻との葛藤は神衣を守る巫女としての妻、その神衣を奪うことによつて中央の権威を確立しようとする国司として、守屋俊彦によつて説明されていて<sup>(注6)</sup>いる。妻が取り戻した衣を「洒ぎ淨め」というのもそのような神衣としての意味を残存させているかもしれない。力女は特異な能

力をもつた女、つまり巫女の話における造型であるから、守屋の論は基底としては成り立つ。しかし話の世界はそのような構図を乗り越えて展開していることに注意すべきである。たとえば黒沢幸三は「女、二つの指を以て、國の上の居る床の端を取り、……」の部分をあげて、「このような写実性は、説経をとおしても進められたが、さらに説話の文字化に際していつそう進められた」という。具体的にどこが文字化による「写実性」かは不明だが、このような描写が前後のたんたんと出来事を述べていく文脈において異質であることはいえる。そのような話の具体的な展開が中央から派遣された国司と土地の大領、その妻の葛藤として話されていくことに、中央にはみられない話のおもしろさがあらわれている。もちろん国司を懲しめるのが名もわからない、かんたんに離縁されるような女であることも貴族の世界のものではない。そしてそのような女の力の根拠は道場法師の孫であるところにある。

文体について。「國の上、大領に着せたる衣の姝しきを観て」以下

の「取りて言はく」「妻問ふ」「答ふらく」「復問ふ」「答へて言はく」「(妻即ち往きて、國の上の前に居て)乞ひて言はく」「その國の上言はく」と会話で進められる文体は、実際に話された姿を髣髴とさせる。この会話による急な展開が黒沢の示摘した「女、二つの指を以て、……」の具体的な場面をよけいリアリティを感じさせるものにしている。

もうひとつ。「吳竹を捕り粉くこと練糸の如し」は唐突である。これが受けるのは「女、二つの指を以て、……」の大力であること述べた部分である。それにしてもいきなり一般的な大力の説明がここにくるのは不自然である。それにもかかわらず、この文を書か

なければならぬ根拠はどこにあるかである。「練糸の如し」に注意すれば、「夫に隨ひ柔かに儒かにして、練りたる糸綿の如し」と対応しているのに気づく。意味のうえでは夫に隨ひ柔順であることと力の強いことと異なった、反対ともいえることとの比喩としておなじ練糸ということばがあることになる。しかもその練糸が国司との逸話の前後に挿むようにしてある。まず女が練糸のように柔順だと提示され、事件が終って、竹も練糸のようにてしまうほどだと力が強いことが示される。ことばの比喩としての働きをまったく異なった二つの性格に当て嵌めたおもしろさがここにはある。したがってこの話の筋自体には関係ないが、練糸といふことばはこの話にとって重要な表現であるとみなければならない。文字で読んで唐突に感じるにもかかわらず、この表現があるのは、書かれる以前の、話の世界にあつた、話の表現としてはむしろ中心といつてもよいことばだったということになる。

## 3

[B]

然して後に、この嬢、その里の草津川の河津に至りて、衣洗ふ。時に商人、大船に荷を載せて乗り過ぐ。船長、嬢を見て、言ひ煩はし嘲あづらかし咽のどをぶ。女言はく、「黙あれ」といふ。女言はく「人を犯す者は、頬痛く拍うたれむ」といふ。船長聞きて瞋まがり、船を留めて女を打つ。女拍たるるを痛しとせず、船の半引き居ゑ、舳ふ頭下りて水に入る。津の辺の水を雇ひて、船の物持ち上げ、然して更に船に載す。嬢言はく「礼無きが故に船を引き居う。何の故にか諸人賤しき女を陵いのがしむる」といふ。船の荷載せながら、亦一町程引き上げて居う。ここに船人大きに惶

り、長跪ひざまづきて白きして言はく「犯せり。服なり」といふ。故、女聽許ゆしつ。その船は五百人して引けども動かず、故に知る、その力は五百人の力に過ぎたることを。経に説くが如し。「餅を作りて三宝に供養すれば、金剛那羅延の力を得云々」といへり。ここを以て当に知るべし、先の世に大枚の餅を作りて、三宝衆僧に供養し、この強力を得たることを。

中27の後半である。離婚された女が故郷へ帰つてふたたび大力を示す話である。この話と似通つた話が、おなじ女の結婚前の話として中巻「力女、拘力つかからくし試みる縁 第四」にある。

[C] 聖武天皇の御世に、三野の国片かた県の郡小川の市に一の力女あり。人と為り大きなり。名を三野狐とす。こは、昔三野の国の狐を母として生まれし人の四縁の孫なり。力強くして百人の力に當る。小川の市の内に住み、己が力を恃み、往還の商人を凌へけ弊そごひ、その物を取るを業とす。時に、尾張の国愛智の郡片輪の里に、一の力女あり。人と為り小し。是は昔、元興寺ありにあり。それ、三野狐が人の物を凌へけ弊そごひて取ると聞き、試みむと念ひ、蛤五十斛を捕り船に載せ、その市に泊つ。亦儲よけ備そなへて、熊葛の練韃二十段を副そなへへ納む。時に狐來りて、その蛤を皆取りて、売らしむ。然して問ひて言はく「何より来れる女ぞ」といふ。蛤の主答へず。亦問ふ。答へず。重ねて四遍問ふ。乃ち答へて言はく「來し方を知らず」といふ。狐礼無しと念ひ、打たむとして起つ。依りて即ち二の手を持ち捉へ、熊葛の韃以て一遍打つ。打つ韃に肉著く。亦一つの韃を取りて一遍打つ。打つ韃に肉著く。十段の韃打つに隨ひて皆肉著く。面白して言はく「服なり。犯せり。惶る」といふ。ここに狐の力より益まれることを知る。蛤の主の女言はく「今より曰おち後、

この市に在ること得じ。若し強ひて住まば、終に打ち段さむ」といふ。狐打ち戦たたかめらえき。その市に住まず、人の物を奪はず。その市の人惣おとこて皆安穩を悦びき。それ力人は、もち繼ぎて世に絶えず。誠に知る、先の世に大力の因を殖ゑて、今この力を得たることを。

[B] 〔C〕と比較してみると、舞台が川の辺の港であること。つまり[B]の草津川の河津とは後に述べるように東海道の庄内川を渡る草津注8の渡しらしく、[C]の片かた県郡小川の市とは木曽川の港注9らしく、両方とも川の辺の交通の要所という点で同様である。

それに関連するのだが、船に乗つて商いに来る商人とその土地に住む者との葛藤がえがかれていること。つまり[B]は道場法師の孫娘と商船の船長、[C]は市に住む三野狐と蛤を商いに来る道場法師の孫娘との争いである。道場法師の孫娘を中心にしてみれば、立場は逆になつてゐるが、両方とも理不尽な行為を大力によつて懲しめるという同一の構造である。

そしてまた関連するのだが、負けた相手が、[B]では「犯せり、服なり」とあやまり、[C]では「服なり。犯せり。惶る」とあやまり方がほとんど同じであること。しかしこのばあい[B]は「人を犯す者は」「礼無きが故に」と相手の「礼無き」行為に対する抵抗として懲しめられた船長がわびることばなのだから、「犯せり。服なり」は自然に受けとれるのに対し、[C]では三野狐が市で非道を犯していたといつても、「礼無し」とされるのは、狐の「どこから来たか」という問い合わせに三度まで答えず、四度目に「どこから来たかわからない」などとふざけた考え方をする道場法師の孫娘であり、したがつて狐が「服なり。犯せり」とあやまるのは不自然である。狐の市における

暴逆を非難するのは狐が屈服した後なのである。この不自然さも、先の「練糸」のように、「服なり、犯せり」ということばが先にあって話が形成されていることを思わせる。この問題は後に述べる。ここでは終り方が「服なり。犯せり」という同一のことばであることに注意しておくにとどめる。

このようにBとCは話の設定の仕方が異っていても、どうもそういう似通った話となっているようみえる。そしてそれは道場法師の孫娘といったときに人びとが共通に幻想するものがあり、その幻想の話し方の差としてこの二つの話があるよう思われる。

## 4

[B]の草津川の川津とは『類聚三才格』承和二年六月二十九日の太政官符「應下造浮橋布施屋并置渡船上事」にみえる「尾張国草津渡。元一艘。今加三艘。」の草津渡のことらしい。現在の海部郡甚目寺町草津といふ。東海道の渡河地である。したがつて渡船三艘を常備する港であり、交通・流通のその地方における拠点であったとみてよからう。Bの、五百人で引いても動かないほどの大きな商船が通交するのはそのような拠点であることを示していよう。

[C]の小川の市とは現在の岐阜県稻葉郡鵜沼町古市場か、同郡蘇原町古市場のどちらかで、どちらにしろ愛知県犬山市と木曽川をはさんだ対岸であるといふ。つまりやはり水路を利用した市として栄えた港らしい。古代の文献にみえる数少ない市の例である。(注10)

草津の渡にしろ、小川の市にしろ、濃尾平野の豊富な水流を利用した河川によつた交通網の拠点としての位置にあつたらしいのである。その交通とは商品の流通を含めてよいらしいのは、この[B][C]の

説話ばかりでなく、『日本靈異記』によつても、

(ア)山背国の宇治橋を渡つて「交易」する兄弟の話

〔上—12〕  
〔上—21〕

(イ)河内国で馬に朶を負わせて「販ぐ人」の話

〔上—19〕  
〔上—21〕

(ウ)紀伊国の私部寺で盗まれた絹が「木の市人」に売られた話

〔上—34〕  
〔上—35〕

(エ)河内国若江郡遊宜村で盗まれた仏画が難波の市で売られた話

〔中—19〕  
〔上—35〕

(オ)河内国の人が奈良の東の市で経を買う話

〔中—24〕  
〔上—19〕

(カ)奈良の左京の檜磐島が大安寺の錢を借りて、越前孰賀の津に行き「交易」して、船に乗せ帰る話

〔中—24〕  
〔上—34〕

(キ)吉野山の僧が病になり、食べたがる魚をその弟子が紀伊国に買

いに行く話

〔下—6〕  
〔下—27〕

(ク)備後国葦田郡大山里の人が正月の物を買ひに、同國の深津郡の深津の市に行く話。

〔下—27〕  
〔上—21〕

と、土地と土地を移動する商品のみえる例をあげることができる。(カ)の檜磐島の例は、中央の下級氏族出身者が遠距離交易に従事したことと想定させるほとんど唯一の例といふ。というのは、当時の経済は基本的に實物貢納經濟であり、それを補完するものとして貨幣經濟があつたらしく、その商品は地方の豪族が京の市に肆<sup>いぢら</sup>という店屋のようなものを出したり、官の調庸物や封戸の調庸物の剩余の払い下げたものだつたらしいのである。(注11)つまり京は都市といつても自立した商人を抱え込んでいたわけではなく、官営の東西市に地方の豪族や官衛の役人が副業的に商業を営んでいたにすぎないことにならざるを得ない。しかしともかくも檜磐島のような人間がいたことは一定の流通経済が遠隔地まであつたことを確実にしているから、貨幣經濟、流

通経済を強調しすぎてはならないにしても、閉鎖的な村落共同体を越えた経済も頭に入れておかねばならない。要はこの両面の絡みをどうおさえられるかである。

(エ)〔C〕は明瞭に「市」の語がみられ、そこが商いの場になつてゐる例である。特に〔C〕は正月用品を買いに行く話で、それこそ庶民生活のうえでの必要品が商品として流通していたことを知りうる。なおこの深津の市は海路から備後国衛へ行く交通路の要點といい、〔B〕の草津の渡しと似た性格をもつていたと思われる。

## 5

そのような一定程度の流通経済があり、濃尾平野は豊富な水系を利用した交通が存在したとするならば、〔B〕と〔C〕の話もその交通に乗つて結びつきうる。高取正男は道場法師にかかる四つの説話を「濃尾の内陸水運に結ばれた地域的交易圈・生活圏のなかに生み出されたきわめて在地性の強い一連の説話」としてとらえている。これらはもと一連のものとしてあつたのを『靈異記』に編纂されるときに切り離されて現在見る形になつたという見解には賛成しかねるが、「交易圏・生活圏のなかに生み出されたきわめて在地性の強い」ものだということは重要な指摘である。高取だけでなく、一般的に説話を論じるばあい、現在みられる姿をけつこう固定的にかんがえがちだ。伝播を論じるばあいも類似性の指摘から伝播経路、そして比較して文学的に論じていく方向がとられてしまう。つまりやはり話は固定的にかんがえている。もちろんわれわれは文字化されたものを読んでいるのだから、すでに固定化されたものしか扱えない。しかし説話や神話を扱うにはやはり話の世界の拡がりをつねに背後に

みなければわからない面が多い。〔B〕と〔C〕を並べて取り上げてみたのは実はそういう問題なのである。おなじひとりの主人公にかんする、ある交易圏内の別の土地に二つの話がきわめて似通つてある。

これは話の流通としてみることはできないか。高取のようにある型を固定化して一連のものとしてみるのではなく、別の土地に別々に話されたとみることができるのでないかということである。かつて三輪山神婚説話の苧環型、丹塗矢型、箸墓型の三つの型が訪れる神の神婚幻想の説明の仕方の違いとして三つの神話となつたことを論じた。<sup>14)</sup>伝承とは生きた話の世界のものであるから、表現の恣意性をもつ。この恣意性こそ日常言語とは異なる言語の表現の問題である。文学を問題にするならば、特に説話においてはこの恣意性をこそおさえなければならない。すくなくとも話の形成はこの恣意性、可変性といい換えてよいが、が重要である。

〔B〕と〔C〕は先に述べたようにずいぶん似通つた話となつてている。繰り返しておくと、舞台が川の辺の交通の要所であること、船に乗つて来る商人と土地の力女との葛藤であること、その大力によつて理不尽な行為を懲しめること、負けた方が「犯せり」「服なり」とやまることである。そしてこのうち「犯せり」「服なり」に注目したばあい、〔C〕の「犯せり」が不自然であることもすでに述べた。三野狐はたしかに市で強奪をはたらき、商人を苦しめている。しかしそのことを「犯せり」というのは、争いの直接の原因がむしろ道場法師の孫娘の「礼無し」と思われる態度にあるわけで、道場法師の孫娘が三野狐の非道を非難したことにあるのではないのだから、やはり不自然とすべきである。ということは、〔C〕の話は「犯せり」

場法師は尾張連と関係するらしく、その出身地が上一3によれば片縄の里であり、[B]がその土地の話であることをかんがえると、[B]のほうが話としては元であるのかもしない。ここに話の流通の問題があらわれる。

中世社会になれば芸をもつて旅をしている存在があきらかだが、古代社会にそのような人びとはみられない。しかし話となればおそらく別である。これも資料を提出できるわけではないので実証は困難なのだが、市に集まつた人びとははたしてなにをしていたか。ただ商いをしていただけではあるまい。『万葉集』の市にかかる和歌はほとんど恋の歌であり、『武烈紀』の海石榴市は歌垣の場でもある。[B]の活躍する女を商船の船長がからかうのも市のそのような性格があつたからである。おそらく船長はそういう姪なことを女にいいかけたのだ。だから女は「礼無き」と怒つた。このように歌の場、恋の場としての市はみえるが話の場としての市はみえない。しかし市は人びとが集まる場であるから、それぞれの土地の話を語り合つたにちがいないのである。最近耳にした話では、沖縄の宮古ではあまり聽かれないと八重山の話を宮古の昔話の話し手がしており、その経路を尋ねると、若いころ八重山に働きに行き、そこの工場ではさまざまの土地の人びとが集まつていて、夜になると次つぎに昔話をし、それを聞いて憶えたということであった。人びとの集まる場とはそのようなものであり、話はそのようにして伝えられたとかんがえられる。古代において市とはおそらくそのような場でもあつた。よく氏族伝承というものがいわれ、似通つた伝承は同氏族、あるいは関係の深い氏族による伝播として論じられるが、話というものは自己運動するのである。それが恣意性もある。ましてや流通

が盛んになれば、氏族を離れて話は伝えられていく。話は流通するのである。氏族が紐帶としてもつてるのは神話的幻想であつて、それは外に出せない。秘事である。しかしそれを説明するとなると話になる。流通している話からそれこそ恣意的にあるいは説明やすいように話が組み立てられることになる。『靈異記』は直接見聞きした文体で書かれているが、一か所だけ「見聞する人の云はく」とある話がある（中一16）。景戒はその「見聞する人」から聞いたことになる。しかし「側に聞くことを注し」（上・序）、「口伝」（中・序）、「我、聞く所に従ひて口伝を選び」（下・結）というように、景戒は人びとから聞いた話を記した。それがたかも見聞きした事実であるかのようになるのが話である。そしてそのようにして集められた話が仏教の世界観からの説明となつてしまふのも話の世界なのである。[B]の「經に説くが如し。『餅を作りて三宝に供養すれば、金剛那羅延の力を得云々』といへり。是を以て當に知るべし。先の世に大枚の餅を作りて、三寶衆僧に供養し、此の強力を得たることを」は逆倒している。力が強い女がいた。經に餅を作つて供養すれば強力をえるとあるから、この女は前世にそうしたことがわかるといふ論理はこじつけである。こういう事実があるから仏法は真理であると説くのが仏教説話というものだろう。そうではなく、逆になつてゐるところに説經の世界をみることができる。(注15) 話のおもしろさこそが重要なのである。おもしろくなれば尊い話でも人びとはきかない。これも話の恣意性である。

いうようないい方を先にした。しかしそうであってもなくてもよい。つまり何が伝えられ、話がどう形成されるかが問題なのである。〔B〕と〔C〕は港に来る商人と土地の女との葛藤であるが、内容が逆になっていることに注意すべきである。〔B〕は商人の側が理不尽な行為をするが、〔C〕では商人に対して土地の女が害をなす。三野狐は「往還の商人を凌け幣ひ、その物を取るを業とす」とあり、商人だけを襲つた。道場法師の孫娘はそれゆえ商人となつて小川の市を訪れ、三野狐を懲しめた。したがつて〔C〕は市の話であると同時に商人の話である。交通妨害の話とかんがえれば、神話的世界に多く例を見出しうる。たとえば『肥前国風土記』基肄郡の伝承。荒ぶる神がおり、「路行人、多に殺害され、半ば凌ぎ、半ば殺にき」。そこで姫社を立て、鎮めた。この種のものが多い。妨害は荒ぶる神の仕業であり、したがつて鎮めることによつて災害はなくなる。同じ『肥前国風土記』神崎郡に荒ぶる神があり、「往来の人、多に殺害されき」。景行天皇が巡行してそこを通り、それ以来鎮まつたといふ伝承があるが、このばあいは〔C〕の構造と似通つてゐる。景行も往来したのであり、ただ天皇という権威によつて荒ぶる神を鎮めることになつた。これが神話的な世界である。〔C〕は商品の流通が人間を前面に押し出すことになつてゐる。被害も殺害から商品の略奪とり子の孫娘が害を除くという発想は、そのような神話的世界をひきづつているとみるべきである。

〔B〕と〔C〕のどちらが先であろうがかまれない。道場法師の大力の孫娘についての共通した幻想が、流通によつて尾張にもあつたのだとかんかえられる。そしてそれぞれの土地で話が形成された。そのば

あい繰り返し述べているように、交通の要地で理不尽な行為をする者を懲しめるというテーマと、そして「礼無し」——「犯しし」「服なり」という言語の対応が話の形成のポイントになつてゐるらしいのである。具体的に流通するのは道場法師の孫娘についての幻想と言語である。話がそつくり流通されるわけでもない。この流通を伝承と言ひ換えてよい。〔B〕が先だとすると、〔B〕の話が伝えられて、そのテーマと言語が〔C〕を形成するということになる。〔B〕だつてこの姿になるまで流動していたのである。

〔B〕は商人の横暴な振舞いを懲しめる話として、その流通から形が比較的自然に行われた。土地の人びとは、女に半分引き上げられた船を軽くして水に浮かせるために荷をいったん下し、積み直す仕事を雇われた。女は「何の故にか諸人賤しき女を陵がしむる」と人びとを非難した。したがつて土地の人びとも商人に味方したようではある。しかし人びとは雇われただけで、主体的な行動をしたわけではない。人びとについてはこれ以上あれられていない。ここには金あるいは物によつて動かされる人びとがあるだけである。この女のことばからひとりひつそり暮らす離縁された女の姿が浮き上がる。しかしそれを強調しすぎるのは近代的な深読みとなる。離縁されても女は帰える実家があるのだし、また港のような人びとの集まる場所で活躍をするのである。むしろ金や物を媒介にして、土地の人びと大勢を現場に引き出し、その眼前で女の大力を示し、商人にあやまらせたとみたほうがよいかもしれない。衆目のなかでの女の示威、大勢の人びとが目を丸くして驚ろくほうが話として似つかわしい。そのなかで商人は女にあやまる。そのようにみれば、土地で生活する人びとと商人との葛藤がテーマとなることになる。理不尽な

行為をする商人を懲しめるという方向で話が形成されたのである。

[C]は市を訪れる商人の側の話である。土地の者の商いへの妨害を排除するという方向での話の形成である。この二つの逆の方向の話が、いつも道場法師の孫娘を主人公としているところに古代的な話のあり様を見ることができる。雷神を始祖とする道場法師の孫娘ということで大力の根拠が説明され、またその超人的な大力によつて事件を解決するのも古代的である。話が村落共同体を流通によつて離れたとはい、まだ『風土記』に記されたような世界を色濃く残している当時の地方にあつては、そのような古代的な人物を主人公にしてしか話は形成されなかつたのである。しかしそれが始祖としての道場法師ではなくその孫娘の話となつていて、またその孫娘が離縁されたり、洗濯したりしているところに、新しい説話の世界を見ることができる。それも舞台が市という村落共同体を離れた流通の拠点においてこそありえたのだろう。

〈注〉

- (1) 中西 "万葉集と都市" (『文学・語学』'82, '78)
- (2) 森 "都市の成立と歌——歌垣の衰退に絡んで——" (『古代文学』'18, '79 · 3)。森は副題にみえるように歌垣の衰退に集団歌謡の世界の衰退をみ、都市的な和歌に繋げている。しかし森は「歌謡と和歌を直列的に継に並べるのでなく、対立的に横並べてみると、文学史のダイナミズムによりよく目がとどくことになりはしないか」と最後に述べている。重要な指摘である。
- (3) 古橋 "都市の成立" / "古代詩論の方法試論 (その3)" (『文学史研究』'3, '75 · 7)。日本文学研究資料叢書『万葉集III』に収録)。わたしの論は、都市の成立とは国家の祭祀の成立を意味し、その祭祀において、秘儀と饗宴部が分離し、饗宴で土地から切り離された個人が歌を目的とした歌をうたうようになったことに意味を見出したものである。つまり高度に抽象化された国家祭祀において、本来村落共同体
- (4) 鬼頭『日本古代都市論序説』 (77 · 9)
- (5) 最近では、柄谷行人『マルクスその可能性の中心』 (78 · 7) が価値とことばの問題として論じている。
- (6) 黒沢『日本古代の伝承文学の研究』第三章四「『靈異記』の道場法師系説話」 (昭51 · 6)
- (7) 藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説 古代編』 (昭50 · 6)。高取正男 "奈良・平安初期における官寺の教団と民間仏教" (『日本宗教史研究』'1, '52 · 7)。
- (8) 高取、(7)の論文。
- (9) 田名網宏『古代の交通』 (昭44 · 11) によると、大和の柘海市、輕市、三輪市、飛鳥市、高市、磐余市、河内の餌香市、摂津の難波市、阿斗桑市、美濃の小川市、駿河の阿部市、備後の深津市があげられてゐる。
- (10) 栄原永遠男 "日本古代の遠距離交易について" (『古代国家の形成と展開』昭51 · 1)
- (11) このあたりの問題は、鬼頭、前掲書、吉田孝 "律令時代の交易" (『日本経済史大系1 古代』'65 · 6)、"律令制と村落" (岩波講座『日本歴史3』、'76 · 3)、狩野久 "律令国家と都市" (『大系日本国家史I 古代』、'75 · 9)、"律令財政の機構" (岩波講座『日本歴史』3)などによった。
- (12) 吉田 "律令時代の交易"
- (13) 高取、前掲論文。
- (14) 古橋 "原神話への構想——神の話としての神話——" (『解釈と鑑賞』昭52 · 11)
- (15) 関山和夫『説経の歴史』 (78 · 11) で説経による話芸の展開が述べられており、教えられるところがあつた。

説話の流通と形成

全員の共同幻想に支えられてあつた饗宴部が、抽象的な国家という共同幻想にとつてかわられたため、歌自体も村落共同体を離れたものにならざるをえず、また個人とのあいだの亀裂が大きくなり、したがつて個人が歌そのものの表出に意味を見出さざるをえなくなり、それがまた祭の内部であるゆえに許されて、全体のものになるという構造をみたのである。